

令和4年度
鳥取県西部広域行政管理組合
会計年度任用短時間勤務職員
採用試験受験案内
(令和5年4月1日採用予定)

令和5年1月17日
鳥取県西部広域行政管理組合

【募集内容】

募集職種	採用予定人員	職務内容
事務員	2人	鳥取県西部広域行政管理組合事務局に勤務し、介護認定及び障害支援区分審査判定業務等に従事します。 (勤務場所：米子市淀江町西原1129番地1)

【受付期間】

<p>令和5年1月17日(火)～令和5年2月14日(火) ・受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） ・申込方法：持参又は郵送 (郵送による申込みの場合は、令和5年2月14日(火)必着)</p>

【試験日・試験場所】

試験日	試験場所
令和5年2月23日(木) (開始時間) 午前9時	米子市淀江支所 (米子市淀江町西原1129番地1)

- ・試験の開始時間や会場などは予定ですので、変更する場合があります。

1 採用職種・採用予定人数・職務内容

募集職種	採用予定人員	職務内容
事務員	2人	鳥取県西部広域行政管理組合事務局に勤務し、介護認定及び障害支援区分審査判定業務等に従事します。 (勤務場所：米子市淀江町西原1129番地1)

2 受験資格

- 年齢、性別は問いません。
- パソコンの基本操作（文章作成や表計算ソフトへの入力等）ができる方。
- 普通自動車免許（AT車限定可）を所有していること。

次に掲げる地方公務員法第16条に定める項目に該当する人は、受験できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 鳥取県西部広域行政管理組合職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法

区分	試験の内容
教養試験	一般教養試験（解答時間 40分程度）
面接試験	人柄などについての面接

※ 教養試験及び面接試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。

なお、各試験には一定の基準があり、この基準に満たない場合は、合計得点に関わらず不合格とします。

4 受付期間及び申込手続

受付期間	<p>令和5年1月17日(火)から令和5年2月14日(火)まで</p> <p>・受付時間：午前8時30分～午後5時15分 (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)</p>
申込手続	<p>・(1)又は(2)いずれかの方法で申込みを行ってください。</p> <p>(1) 持参：上記受付期間内に、鳥取県西部広域行政管理組合事務局総務課へ持参のうえ提出</p> <p>(2) 郵送：上記受付期間内に、鳥取県西部広域行政管理組合事務局総務課へ郵送</p> <p>・封筒の表に赤字で「採用試験 受験申込」と書いてください。 (郵送による申込みの場合は、令和5年2月14日(火)必着)</p>
提出書類	<p>・(1)～(4)の書類を提出してください。</p> <p>(1) 受験申込書 1通 <u>(写真を貼付)</u> ※ 職歴欄等に書ききれない事項がある場合は、「受験申込書(職歴等記入書)」も合わせて提出</p> <p>(2) 面接カード 1通 (受験申込書の裏面)</p> <p>(3) 欠格条項に関する申立書</p> <p>(4) 返信用封筒 2通</p> <p>※ 受験通知及び合否通知を郵送いたしますので、返信用封筒(長形3号 120×235 ミリ)に、受取人の住所、氏名及び郵便番号を記入し、84円切手を貼ったものを2通提出してください。</p> <p>※ 各様式は組合ホームページよりダウンロードできます。</p>
申込先	<p>鳥取県西部広域行政管理組合 事務局総務課</p> <p>〒689-3403 米子市淀江町西原1129番地1 (米子市淀江支所1階)</p> <p>TEL 0859-22-7722</p>

※ 受理した提出書類は、返却しません。

※ 受験を申し込まれた方には、受験通知を郵送しますが、2月20日(月)までに到着しないときは、上記申込先にお問い合わせください。

5 試験結果の発表

発表の時期	発表の方法
2月下旬	受験者に郵送により、お知らせします。

6 勤務条件

身分	会計年度任用短時間勤務職員
任期	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ・採用の日から1か月は条件付採用となります。
報酬等	(報酬) 月額 113,109円 (高卒以下) 月額 119,922円 (短大卒) 月額 128,438円 (大卒) ※ 本組合職員としての職務歴等により加算される場合があります。 (期末手当) 年額 月額報酬の2.4月分 (6月期 1.2月、12月期 1.2月) ※ 在職期間に応じて、所定の割合を乗じた額を支給します。 (費用弁償 (通勤手当)) 通勤距離等に応じて支給
勤務時間	(勤務時間) 1週間当たり30時間で割り振られます。 ・ 1日の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間で6時間が割り振られます。(休憩60分)
休日 休暇	(休日) ・土曜日、日曜日、祝日及び年末年始 (12/29～1/3) (休暇) ・年次有給休暇、その他特別休暇等
社会保険等	健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び公務災害補償
その他	再度の任用について ・任期満了後、再度の任用を行う場合があります。再度の任用を行う場合は、採用日から起算して勤続5年を超えない範囲内で、年度ごとに、勤務実績、健康状態等を考慮の上、決定します。(職の改廃がある場合は除く。) ・再度の任用時は、前年度までの会計年度任用短時間勤務職員の経験年数を加算して、管理者が定める上限の範囲内で報酬月額を決定します。

※ なお、採用時までには条例改正、給与改定、制度改正があった場合は、それによります。